

災害対策基本法(抄)

(都道府県防災会議の設置及び所掌事務)

第十四条 都道府県に、都道府県防災会議を置く。

2 都道府県防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 都道府県地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- 二 都道府県知事の諮問に応じて当該都道府県の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- 三 前号に規定する重要事項に関し、都道府県知事に意見を述べること。
- 四 当該都道府県の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害に係る災害復旧に関し、当該都道府県並びに関係指定地方行政機関、関係市町村、関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関相互間の連絡調整を図ること。
- 五 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(都道府県防災会議の組織)

第十五条 都道府県防災会議は、会長及び委員をもつて組織する。

2 会長は、当該都道府県の知事をもつて充てる。

3 会長は、会務を総理する。

4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

5 委員は、次に掲げる者をもつて充てる。

- 一 当該都道府県の区域の全部又は一部を管轄する指定地方行政機関の長又はその指名する職員
 - 二 当該都道府県を警備区域とする陸上自衛隊の方面総監又はその指名する部隊若しくは機関の長
 - 三 当該都道府県の教育委員会の教育長
 - 四 警視総監又は当該道府県の道府県警察本部長
 - 五 当該都道府県の知事がその部内の職員のうちから指名する者
 - 六 当該都道府県の区域内の市町村の市町村長及び消防機関の長のうちから当該都道府県の知事が任命する者
 - 七 当該都道府県の地域において業務を行なう指定公共機関又は指定地方公共機関の役員又は職員のうちから当該都道府県の知事が任命する者
 - 八 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから当該都道府県の知事が任命する者
- 6 都道府県防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。
- 7 専門委員は、関係地方行政機関の職員、当該都道府県の職員、当該都道府県の区域内の市町村の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者の中から、当該都道府県の知事が任命する。
- 8 前各項に定めるもののほか、都道府県防災会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める基準に従い、当該都道府県の条例で定める。

富山県防災会議条例

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第15条第8項の規定に基づき、富山県防災会議(以下「防災会議」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員の任期)

第2条 次の各号に掲げる委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

- (1) 市町村長及び消防機関の長のうちから任命される委員
- (2) 指定公共機関又は指定地方公共機関の役員又は職員のうちから任命される委員
- (3) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから任命される委員

2 前項各号に掲げる委員は、再任されることができる。

(専門委員の任期)

第3条 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(幹事)

第4条 防災会議に幹事30人以内を置く。

2 幹事は、委員の属する機関の職員のうちから、知事が任命する。

3 幹事は、防災会議の所掌事務について、委員及び専門委員を補佐する。

(部会)

第5条 防災会議は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、会長の指名する委員がこれに当たる。

4 部会長は、部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

(細則)

第6条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事の手続その他会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議にはかつて定めるものとする。

附 則

この条例は、災害対策基本法の施行の日から施行する。

附 則(昭和37年条例第43号)

この条例は、公布の日から施行する。

富山県防災会議運営規程

(趣旨)

第1条 この規程は、富山県防災会議条例(昭和37年富山県条例第33号)第6条の規定に基づき、富山県防災会議(以下「防災会議」という。)の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会議)

第2条 防災会議の会議は、防災会議の会長が招集する。

- 2 防災会議は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 防災会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。
- 4 委員は、やむを得ない事情により会議に出席できないときは、その代理者を出席させることができる。この場合、代理出席者は委員とみなす。

(会議の種類)

第3条 会議は、定例会と臨時会とする。

- 2 定例会は、原則として毎年度当初に開催する。
- 3 臨時会は、災害の発生その他会議の必要が生じたときその都度開催するものとする。
- 4 委員は、会議の必要があると認めたときは、会長に会議の招集を求めることができる。

第4条 前2条の規定にかかわらず、次の各号に該当するときは、会長が適宜の方法により関係のある委員と協議して決定することができる。

- (1) 緊急を要する事態が発生し、防災会議を開くいとまがないとき。
 - (2) 決定を要する事項が一部の特定機関にのみ関係のある事項で早急に措置を要するとき。
 - (3) 軽易な事項で、早急に措置を要するとき。
- 2 会長は、前項各号による決定をしたときは、次の防災会議にその旨を報告するものとする。

(部会)

第5条 部会は、部会長が招集しその議長となる。

- 2 部会の議事は、出席委員および専門委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(幹事会)

第6条 防災会議に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、会長が招集し、あらかじめ会長が指名する幹事がその議長となる。
- 3 幹事会は、次の事項を処理する。
 - (1) 防災会議に提出する議案の作成
 - (2) その他、会長から命ぜられた事項

(事務局長)

第7条 防災会議にその事務を処理させるために事務局を置く。

- 2 事務局に事務局長、その他の職員を置く。
- 3 事務局長は、富山県知事政策局長をもって充てる。
- 4 事務局長は、会長の命を受け局務を掌理する。

(細則)

第8条 この規程によるもののほか、必要な事項は、その都度防災会議にはかって定める。

附 則

この規程は、昭和37年12月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

富山県防災会議部会設置規程

(設置)

第1条 富山県防災会議条例(昭和37年富山県条例第33号)第5条の規定により、富山県防災会議に専門の事項を調査、審議するため、次の部会を置く。

- (1) 災害救助部会
- (2) 通信情報部会
- (3) 地震対策部会
- (4) 雪害対策部会
- (5) 原子力災害対策部会

(所掌事務)

第2条 部会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 災害救助部会
災害救助にかかる救助組織、編成計画に関する事務
- (2) 通信情報部会
災害関係予報、警報、災害関係情報の伝達および収集組織計画の整備に関する事務
- (3) 地震対策部会
地震対策全般に関する事務（県地域防災計画震災編の修正、調査等）
- (4) 雪害対策部会
雪害対策全般に関する事務（県地域防災計画雪害編の修正、調査等）
- (5) 原子力災害対策部会
原子力災害対策全般に関する事務（県地域防災計画事故災害編の修正、調査等）

附 則

この規程は、昭和57年7月2日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年10月15日から施行する。